

AEO制度について



大阪税関 業務部
認定事業者管理官



AEO制度とは

AEO : Authorized Economic Operator (認定された経済事業者)

コンプライアンスとセキュリティに優れた事業者を税関が認定し、認定された事業者については通関手続きの簡素化等のベネフィットを与える制度

AEO事業者は・・・

- ✓ 迅速な貨物の引取り
- ✓ 貨物検査の低減
- ✓ 手数料や料金の低減



税関は・・・

- ✓ 法令遵守と保安対策に優れた者に対しては、関与を減少させる
- ✓ AEO事業者以外に取締を集中



民間企業と税関の信頼関係（パートナーシップ）によって国際貿易におけるセキュリティの確保と貿易の円滑化の双方を実現する取組み

AEO制度導入の経緯



2001年9月

2001年11月



2005年～2006年「基準の枠組み」



我が国のAEO制度 -サプライチェーンのセキュリティ確保-



AEO制度の対象となる事業者

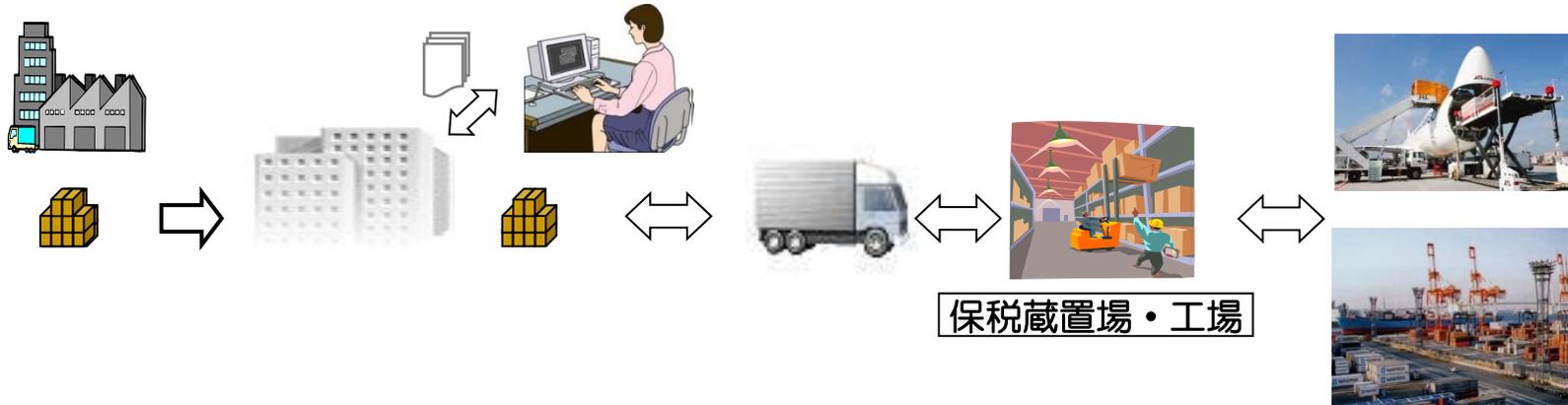
製造者

輸入者
輸出者

通関業者

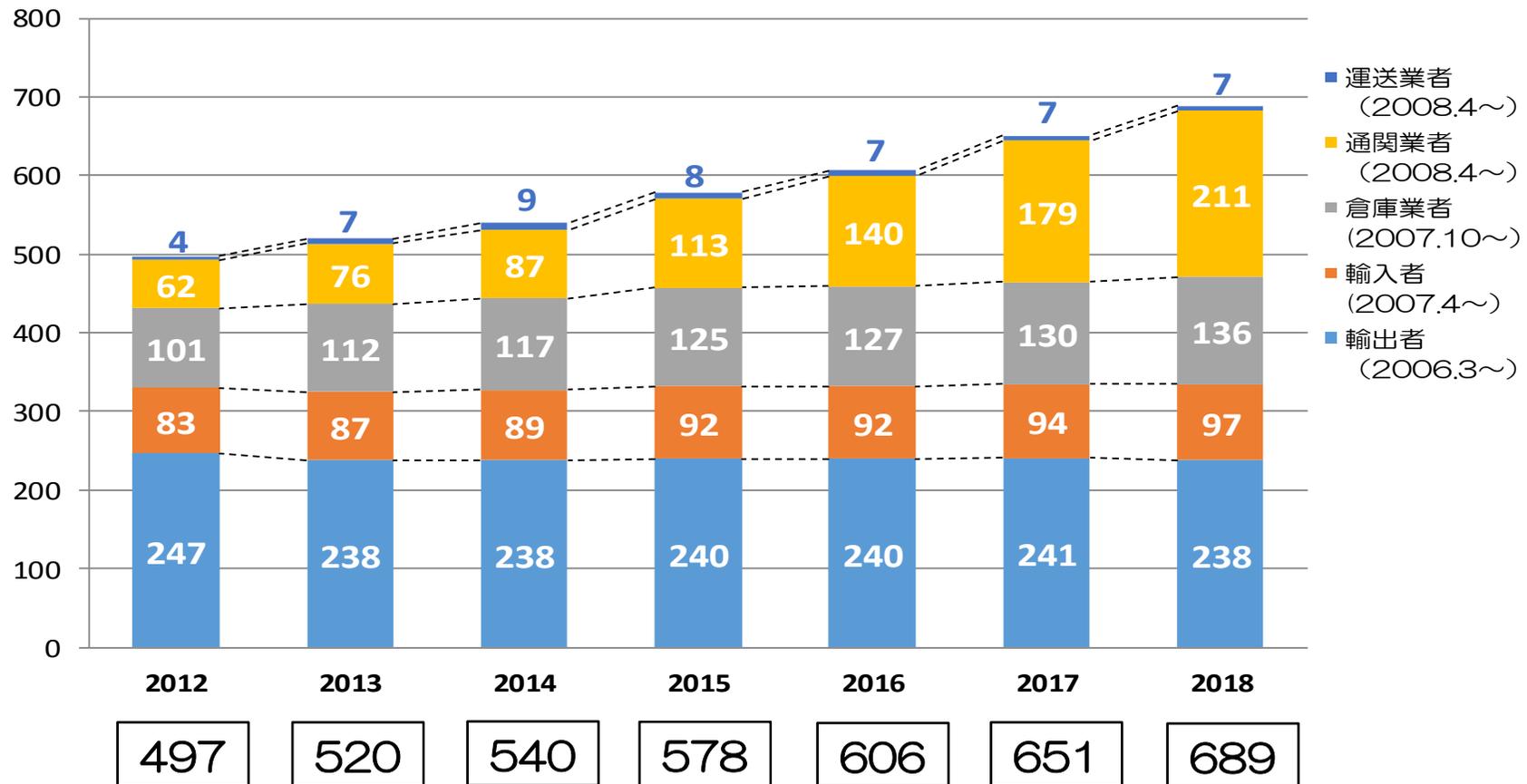
運送者

倉庫業者



我が国のAEO制度 -サプライチェーンのセキュリティ確保-

AEO事業者数の推移



※上記数値は各年の年末時点の事業者数

我が国のAEO制度 -サプライチェーンのセキュリティ確保-

【特例輸入者制度】
2001年3月～

【特定輸出者制度】
2006年3月～

【特定保税承認制度】
2007年10月～

【認定通関業者制度】
2008年4月～

【特定保税運送制度】
2008年4月～

【認定製造者制度】
2009年7月～

要件

- 過去一定期間における法令違反がないこと
- 法令遵守規則の制定
- 電子情報処理組織を使った貨物管理 等

特例措置（ベネフィット）

特例輸入者

- 特例輸入申告ができる
- 審査・検査率の軽減
- 非蔵置官署への申告ができる

特定輸出者

- 特定輸出申告ができる
- 審査・検査率の軽減
- 非蔵置官署への申告ができる

特定保税承認者

- 届出により、要件を満たす場所を保税蔵置場にできる
- 届出蔵置場の許可手数料が免除

認定通関業者

- 特例委託輸入申告ができる
- 特定保税運送者が運送する貨物の特定委託輸出申告ができる
- 非蔵置官署への申告ができる

特定保税運送者

- 保税運送について、個々の承認・発送到着確認が不要
- 特定委託輸出申告貨物を積込港等まで運送することができる

認定製造者

- 保税地域への貨物搬入前の輸出申告ができる
- 非蔵置官署への申告ができる

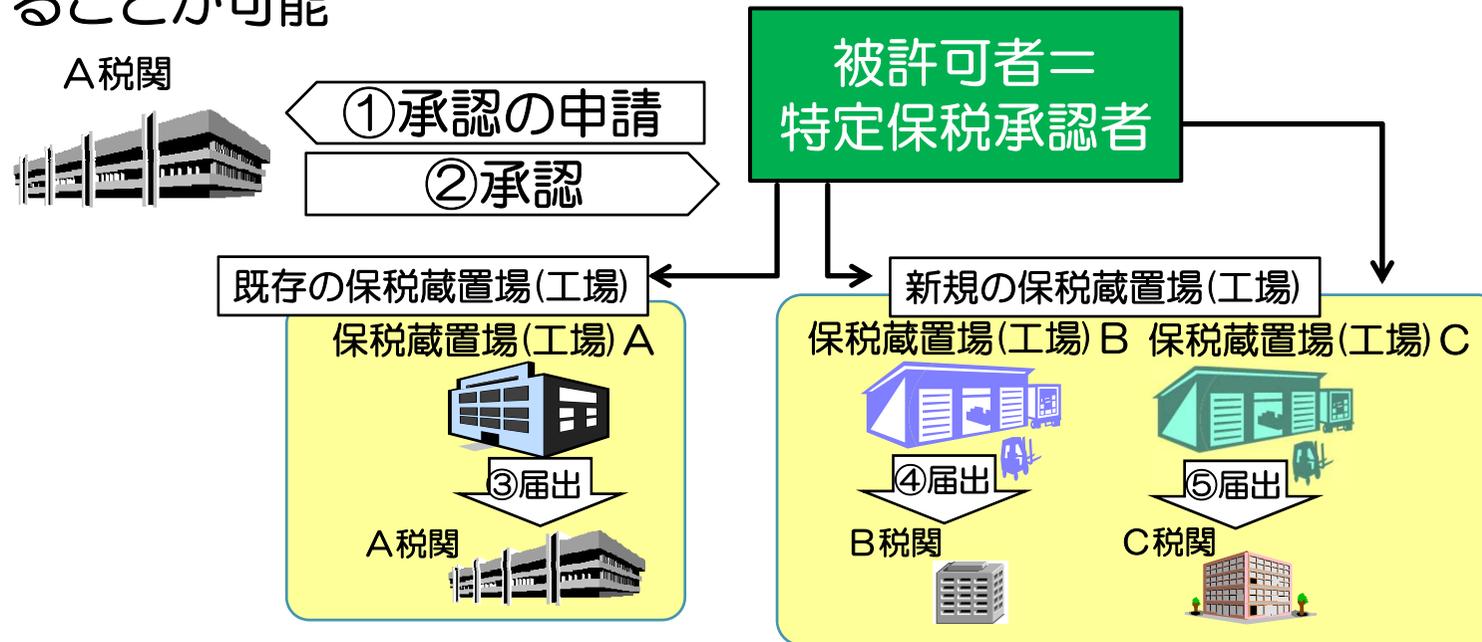
(平成2019年10月1日現在)

事業者数

輸入者	輸出者	倉庫業	通関業	運送業	合計
97(24)	236(36)	141(13)	218(27)	9(0)	701

特定保税承認制度

保税蔵置場(工場) Aの被許可者は、本社等の所在地を所轄するA税関長より特定保税承認を受けると、以降、所在地を所轄する税関長への届出で、保税蔵置場(工場) B、Cを追加設置することが可能



【ベネフィット】

- ①届出により保税蔵置場(工場)の設置が可能
- ②届け出た倉庫(工場)の個別の更新が不要(承認の更新手続きのみ)
- ③更新期間が6年から8年に延長
- ④届出蔵置場(工場)の許可手数料が免除

AEO事業者になるためには・・・

法令要件（承認・認定要件）

- ☑ 一定期間法令違反がないこと
- ☑ 暴力団員等が関与していないこと
- ☑ 業務を適正に遂行する能力を有していること
- ☑ 法令遵守規則を定めていること
- ☑ NACCSを利用して業務を行う能力を有していること



具体的に取り組むべき事項

- 社内体制の整備
- 適正な税関手続きを実施するための各種手順の整備
- セキュリティ確保のための貨物管理体制の整備
- 監査体制の整備
- 教育研修体制の整備
- 業務委託先の的確な選定・指導・管理
- 報告連絡体制（社内・税関）の整備
- 帳簿書類の適正な作成・保管

- ↓
- ✓ これらの体制・手順の確実な運用、必要に応じた見直し

AEO事業者になるためには・・・

<AEO事業者が取り組むべき事項>

① 法令遵守体制の整備

- ・不正行為を排除するための組織内の環境整備
- ・セキュリティ確保、適正な税関手続実現のための組織やルールの整備と運用

② 適正な業務遂行

適正に貨物の保管と搬出入を行う

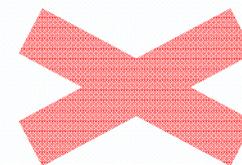
③ セキュリティの確保

入出荷、輸送、保管について安全な環境を確保

○盗難・紛失・誤出荷

○すり替え → 輸出入禁止品や規制品とのすり替え

○差し込み → 輸出入禁止品や規制品の混入



② 適正な業務遂行

- ✓ 貨物の保管や搬出入で利用されるすべての情報を、読みやすく、正確に表記する。
- ✓ 手順書や社内ルールに従って作業を行い、亡失、誤搬出を防止する。
- ✓ 貨物の不足・超過、書類との重要な不一致または異常があれば、適切に調査し、解決する。
- ✓ 異常、または違法な活動、若しくはその疑いのある活動を発見した場合は、必要に応じて税関、その他取締当局に通報する。



③ セキュリティの確保

1. 物理的セキュリティ

(1) 動線管理

- － 従業員、訪問者の正規の入出場動線及び入出場ルールを構築するとともに、侵入を容易に見分けることが可能な環境を整備する



(2) 施設管理

- － 貨物の取扱・保管場所へ侵入を防止する環境を整備する。例えば・・・
 - ・ 車両や人が出入りする場所への警備員の配置
 - ・ 施錠装置と鍵の管理
 - ・ 施設内外の十分な照明
 - ・ 警報装置と監視カメラ
 - ・ 施設、設備の定期的な損傷チェック



2. 人的セキュリティ

- － 社員（派遣社員等を含む。）の管理を通じ、内部から発生する不正を抑止するとともに、外部からの侵入者の発見を容易にする環境を整備する
 - ・ 制服（作業着）の適正な管理。
 - ・ 雇用終了時の、施設やシステムへのアクセス権廃止

3. 情報セキュリティ

- － コンピュータネットワークへの不正アクセスを防止し、出荷情報や顧客情報を不正利用されない環境を構築する
 - ・ システム使用に関するルールの策定
 - ・ ログインパスワードの適切な管理
 - ・ 改ざん、不正利用者への懲罰





ご清聴ありがとうございました

大阪税関 業務部 認定事業者管理官：06-6576-3391
大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎内